

令和7年度 北名古屋市高等学校等就学助成金のお知らせ

【北名古屋市教育委員会】

北名古屋市では、高等学校教育の機会均等に寄与することを目的に、高等学校等への就学による教育に係る経済的負担を軽減するため、高等学校等就学助成金を交付しています。受給を希望される方は、このお知らせをご確認いただき、申請手続きを行ってください。

1 対象となる方

令和7年10月1日(基準日)現在、次の要件をすべて満たす方が対象です。

1. 高等学校等(*1)に在学する生徒の保護者(*2)の方
2. 北名古屋市に住所を有している保護者の方
※ 単身赴任等で市外に住所を有している場合も、対象となります。
3. 「2 所得基準及び助成金額」中の所得基準に該当する方

(*1) 対象となる高等学校等の種別は下記のとおりです。(国公立及び私立の別は問いません。)

なお、県外の高等学校等に在学されている場合も助成対象となります。

- 高等学校(全日制、定時制、通信制) ○中等教育学校(後期課程) ○特別支援学校(高等部)
○高等専門学校(1～3学年) ○専修学校(高等課程)

※ 専攻科、別科や通信制の特科(特定の科目のみ履修)は、対象外です。

(*2) 本制度における『保護者』とは、生徒の親権者(父母)を指します。

ただし、親権者がいない場合、その生徒の未成年後見人や主たる生計維持者の方でも、申請対象となります。

2 所得基準・助成金額

所得区分	所得基準	助成額(年額)	
		国公立	私立
I	生活保護受給世帯	10,000 円	10,000 円
	市町村民税の所得割が非課税の方 (保護者全員の令和7年度市町村民税所得割額の合計額が0円)		
II	保護者全員の所得合計額が下記の計算結果となる場合 令和7年度市町村民税課税標準額 × 6% － 市町村民税の調整控除額(*) ⇒ <u>154,500円未満</u>	<u>助成なし</u>	10,000 円

(*) 住民税の課税地が政令指定都市の場合は、調整控除の額に4分の3を乗じて算出します。

【参考】助成金が支給となる世帯年収の目安(対象:所得区分IIに該当する私立の方のみ)

モデルケース		保護者全員の年収目安合計額
就労状況	世帯構成	
両親共働きの場合 (給与所得のみ、かつ、収入は、同額で計算)	父・母・高校生1人(扶養控除対象者が1人の場合)	約660万円以下
	父・母・高校生2人(扶養控除対象者が2人の場合)	約720万円以下
両親のうち、一方が勤務している場合 (給与所得のみで計算)	父・母・高校生1人(扶養控除対象者が1人の場合)	約590万円以下
	父・母・高校生2人(扶養控除対象者が2人の場合)	約640万円以下

※ 上記の表はあくまで目安です。世帯構成等が異なる場合、認定にかかる年収額は異なります。

※ モデルケースでは、両親の給与所得のみを想定していますが、不動産所得等も計算に含まれますのでご注意ください。

3 申請手続き

■ 申請に必要な書類

申 請 書 類	提出対象者(*)		
	所得区分Ⅰ		所得区分Ⅱ
	生活保護	所得割非課税	
① 高等学校等就学助成金交付申請書(様式第1) ▶ 申請書は、学校教育課窓口または北名古屋市 HP にて取得できます。 ※ 一部の高等学校でも申請書を取得できます。在学する高等学校等へお問い合わせください。 ▶ 申請の際は、必要事項を記入後、在学する高等学校等からの証明を受け、ご提出ください。	○	○	○
② 振込先口座の通帳の写し ▶ 金融機関名、支店名(ゆうちょ銀行の場合、漢数字3桁が店名)、口座名義、口座番号が確認できるページの写しを添付してください。	○	○	○
③ 令和7年度(令和6年1月～12月分)市町村民税課税証明書の写し ▶ <u>次のいずれかに該当する方のみ、ご提出ください。</u> ☐ 令和7年1月2日以降に北名古屋市へ転入された方 ☐ 単身赴任等により、令和7年1月1日以前から市外に住所を有する方 ▶ 該当する保護者のうち、収入のある方全員の証明書をご提出ください。 証明書の発行は、1月1日にお住まいだった市町村へ申請してください。	×	△	△
④ 海外単身赴任及び給与等証明書(様式第2) ▶ <u>次に該当する方のみ、ご提出ください。</u> ☐ 海外赴任により、北名古屋市で課税されていない方 ▶ 証明書様式は、学校教育課窓口または北名古屋市 HP にて取得できます。	×	△	△
⑤ 生活保護受給証明書の写し ▶ 申請日前3か月以内に発行されたものをご提出ください。	○	×	×

(*)提出対象となる区分は、『○…全員必要、△…該当者のみ必要、×…必要なし』となります。

■ 申請方法

郵送または窓口持参にて、北名古屋市役所 東庁舎 3階 学校教育課 までご提出ください。

(※ 北名古屋市役所 西庁舎では、受付できません。)

■ 申請期間

令和7年10月1日(水)から11月30日(日)まで(窓口:午前8時30分～午後5時15分/土日祝を除く。)

※ 窓口持参の場合は、11月28日(金)までとなります。郵送の場合は、11月30日(日)の消印まで有効です。

■ 申請上の注意事項

(1) 申請は年度ごとに必要となります。また、助成金の交付は、入学した年度から3年を限度としています。

(2) 高等学校等に在学する生徒お一人ごとに、申請書の提出が必要です。

(3) 申請書等に不備があった場合、訂正等により審査できる状況になるまでは、審査保留となりますのでご注意ください。

4 スケジュール



※令和7年11月30日(日)消印有効

※ スケジュールは、前後する可能性があります。

※ 審査結果通知は、郵送いたします。

5 FAQ(よくある質問)

Q1. 学校証明欄への証明の代わりに、在学証明書を添付し申請してもよいのか。

原則、申請書中の学校証明欄に、在学する高等学校等からの在学証明を受けただうで申請をお願いします。
在学証明書を添付した場合も申請を受け付けますが、10月1日現在で在学証明がされているものに限りです。

Q2. 単身赴任により、北名古屋市に住所を有していないが申請対象となるか。

申請対象となります。なお、単身赴任等により、令和7年1月1日以前から北名古屋市内に住所を有している方は、別途課税証明書の添付が必要となります。

Q3. 所得基準(所得区分Ⅱ)において、保護者全員の所得合計額に基づき判定するとあるが、判定基準となる保護者とはどの範囲までを指すか。

原則、生徒の親権者(父母)が所得基準の対象となり、その所得額を合算して判定します。親権者がいない場合は、その生徒の未成年後見人や主たる生計維持者の方を収入判定者とみなします。なお、所得基準に関する計算方法等については、『2 所得基準・助成金額』をご確認ください。

Q4. 市町村民税の課税標準額を実際に確認したいが、方法はあるか。

課税地の市町村窓口等で取得できる課税証明書に記載されています。また、収入が給与のみの場合、勤務先から配布された特別徴収額決定通知書により、確認することができます。(マイナポータルを活用しての確認も、可能です。)

特別徴収額決定通知書にて確認する場合、『課税標準』と記載されている欄の全項目の合算値で計算してください。

【特別徴収額決定通知書の例】

所得		主たる給与以外の合算所得区分		課税標準		令和 年度	
給与収入		主たる給与		総所得③		市民税	税額控除前所得額④
給与所得(所得金額調整控除後)		主たる給与以外		山林所得		市民税	税額控除額⑤
その他の所得計		所得区分		分離短期譲渡		市民税	所得割額⑥
				分離長期譲渡		市民税	均等割額⑦
				株式等の譲渡		市民税	税額控除前所得額④
				上場株式等の配当等		市民税	税額控除額⑤
				先物取引		市民税	所得割額⑥
						市民税	均等割額⑦
						市民税	税額控除前所得額④
						市民税	税額控除額⑤
						市民税	所得割額⑥
						市民税	均等割額⑦
						市民税	特別徴収税額⑧
						市民税	特別徴収税額⑨
						市民税	特別徴収税額⑩
						市民税	特別徴収税額⑪
						市民税	特別徴収税額⑫
						市民税	特別徴収税額⑬
						市民税	特別徴収税額⑭
						市民税	特別徴収税額⑮
						市民税	特別徴収税額⑯
						市民税	特別徴収税額⑰
						市民税	特別徴収税額⑱
						市民税	特別徴収税額⑲
						市民税	特別徴収税額⑳
						市民税	特別徴収税額㉑
						市民税	特別徴収税額㉒
						市民税	特別徴収税額㉓
						市民税	特別徴収税額㉔
						市民税	特別徴収税額㉕
						市民税	特別徴収税額㉖
						市民税	特別徴収税額㉗
						市民税	特別徴収税額㉘
						市民税	特別徴収税額㉙
						市民税	特別徴収税額㉚
						市民税	特別徴収税額㉛
						市民税	特別徴収税額㉜
						市民税	特別徴収税額㉝
						市民税	特別徴収税額㉞
						市民税	特別徴収税額㉟
						市民税	特別徴収税額㊱
						市民税	特別徴収税額㊲
						市民税	特別徴収税額㊳
						市民税	特別徴収税額㊴
						市民税	特別徴収税額㊵
						市民税	特別徴収税額㊶
						市民税	特別徴収税額㊷
						市民税	特別徴収税額㊸
						市民税	特別徴収税額㊹
						市民税	特別徴収税額㊺
						市民税	特別徴収税額㊻
						市民税	特別徴収税額㊼
						市民税	特別徴収税額㊽
						市民税	特別徴収税額㊾
						市民税	特別徴収税額㊿
						市民税	特別徴収税額

令和 年度

問い合わせ先
北名古屋市役所
財務部 税務課 個人市民税担当
電話 (0568) 22-1111(代)

変更 月 月

太枠で囲まれた項目の合算値により、所得審査(所得区分Ⅱに該当する方)を行います。

6 お問い合わせ

北名古屋市教育委員会 学校教育課(北名古屋市役所 東庁舎 3階)
〒481-8501 北名古屋市熊之庄御神60番地 / TEL 0568-22-1111(代表)
<https://www.city.kitanagoya.lg.jp/kyouiku/0500017.php>



北名古屋市HP